

## 規制・行政手続見直しワーキング・グループの開催について（案）

平成 28 年 5 月 20 日  
対日直接投資推進会議決定

## 1 趣旨

対日直接投資を推進するため、外国企業が日本で投資を行うに際して課題となる規制・行政手続の簡素化について検討し、関係府省庁等と調整することを目的として、規制・行政手続見直しワーキング・グループ（以下「ワーキング・グループ」という。）を開催する。

## 2 構成

- (1) ワーキング・グループの構成員は、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）が指名する者とする。
- (2) ワーキング・グループの座長は、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）が指名する者とする。
- (3) ワーキング・グループには、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

## 3 庶務

ワーキング・グループの庶務は、経済産業省等の関係府省庁の協力を得て、内閣府政策統括官（経済財政運営担当）において処理する。

## 4 その他

前各項に定めるもののほか、ワーキング・グループの運営に関する事項その他必要な事項は、ワーキング・グループで定める。